

児童発達支援管理責任者要件の変遷

時期	必須要件	要件の具体的内容	変更事項
H29.3.31まで	①実務経験要件	・障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(3～10年)。	
	②研修受講	「相談支援従事者初任者研修」 +「児童発達管理責任者研修」 ※事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす(ただし平成30年3月31日をもって廃止)。 ※平成29年4月1日以降に事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの猶予とする。	
H29.4.1～	①実務経験要件	・障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育・児童福祉の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(3～10年)。 ・障害児・児童・障害者の支援の経験(3年以上)。	・保育所等の児童福祉の経験を追加 ・障害児・児童・障害者の支援の経験(3年以上)を必須化。 ※既存の事業所は1年間(～H30.3.31)の経過措置
	②研修受講	「相談支援従事者初任者研修」 +「児童発達管理責任者研修」 ※事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす(ただし平成30年3月31日をもって廃止)。 ※平成29年4月1日以降に事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの猶予とする。	
H30.4.1～	①実務経験要件	・障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育・児童福祉の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(3～10年)。(参考資料2) ・障害児・児童・障害者の支援の経験(3年以上)。	※H29.3.31以前に指定を受けた事業所の実務経験部分の経過措置終了。
	②研修受講	「相談支援従事者初任者研修」 +「児童発達管理責任者研修」 ※事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす(ただし平成31年3月31日をもって廃止)。 ※平成30年4月1日以降に事業を開始する場合は、平成31年3月31日までの猶予とする。	(H29.12.14厚労省事務連絡) みなし規定の経過措置を1年間延長